

第30回大阪府環境影響評価審査会議事概要

- 1 日 時：平成19年8月22日(水)13:00～14:15
場 所：国民会館住友生命ビル 12階 小ホール

- 2 出席委員：池田会長、山口会長代理、加藤委員、高橋委員、中原委員、久野委員、藤田委員、前迫委員、又野委員、宮前委員、山田委員

- 3 議 題：
 - (1) 堺市・資源循環型廃棄物処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書について
 - (2) その他

- 4 議事内容
 - (1) 堺市・資源循環型廃棄物処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書について
意見照会
事業者より、方法書について説明
質疑応答
(委 員)二つあるのですが、ひとつは、公共下水道に入るということで水質関係が、全部はずしてありますが、たとえば、プラント排水は極力場内利用するという書き方で選定していない、と表してあります。普通、ゴミの場合、ピットからの廃液というものが当然でますよね。それらを炉の中で燃やすということの意味して、場内利用と書いているのですか。
(事業者)ゴミピットの水については、もちろん出てきたものはゴミとして処理するというのですが、最近はおみピットの底に水がたまるということは少なくなってきたりまして、ゴミを攪拌した時点でほとんどそのまま焼却しております。水が多い場合は下にピットを構えまして、その水を燃焼室にもって行き、その際、臭気分が結構きつうございますので、その臭気分を分解した上で、排ガスとして出すという形をとっています。
(委 員)そうするとその辺のところは水質としては全く問題なしということで結構だと思えます。もう一点は、場内の雨水、特に、「道路舗装面雨水は、雨水側溝を通じて、雨水排水路に放流する」と、非常に明確に断定をされている。われわれ水質をやっている人間はノンポイント汚染というものを逆にすごく問題にするわけです。私もいつもよく言っているのですが、ゴミ焼却の施設ですから、当然トラックが数百台入ってくるわけです。漏れないということもないし、それから何かを運んでくるということもあるし。そういうことでいけば、やはり普通以上に、雨水に対しては対策をしておかなければならないのではないのでしょうか。というのが1点です。特にこの事業の位置は、ある種の閉鎖性水域を構成している一番奥に近い所です。この点をもしくリアしないと次に水象が項目としてひっかかってくるのではないかという気がします。これが一点。その両方の関連で、やはり個人的には、ノンポイント汚染に対する対策はしておくべきではないかという気はしております。石油タンク等であれば、当然法律上で定められているので対策を持っておられるのだけれど、こういう場合になかなか本当に対策されているところは少ないとは思いますが、やはり、やっておいたほうがいいではないかな、という気がします。例えば、動いているかどうかは知りませんが、川西の焼却炉はちょうど水源の上に排水が出るわけです、そうするとノンポイント汚染が絶対問題なりますよ、とっており、ここは特に内水いわゆる閉鎖性水域

に放流するわけです。そこを考慮しておかなければならないのではないかと、というところもひとつ気にかかります。それと、もう一点は、これは実は環境影響評価とは関係ないのですけれども、実際に20年間運転をされるということになれば、当然ながらいろいろな環境に対する影響項目を測定して公表されますよね。この公表は基本的にはシステムのSPCの方が責任をもってされるのですか。

(事業者) そうです。私どもが主体としてやってまいります、その状況を堺市さんにモニタリングを受ける形をとります。

(委員) そのこのところをできるだけいい形で、公表していただきたい。それはなぜかということ、最近、いろんなところでトラブルが起こっているのです。某大手が平気で改ざんまではいかないけれども、そんなことしているわけです。実は僕も委員なので、頭を悩ましてはいるのですけれども、今度8月30日に環境省で対策委員会がスタートするのです。その中でも、ごまかす者に対していったいどうやって対策があるのかと。今回特に、SPCだから、堺市さんとの連携を是非なんらかの形で取っていただきたい、また、少なくとも第三者の方を入れたような環境検討会とか、そういうものを作ってわれわれはこういう風に運転していますということをしかりと見えるようにしておかないと。特にこのPFI事業、これは非常に、まあ言えば、大阪市内、大阪府下では先導的なひとつの例だと思いますので、そこで失敗してしまうと、結局PFI事業が、やっぱり民間がやったら駄目なのか、ということでポシャっていく可能性があると思います。これはちょっと影響評価とは違うのですが、発表ということに関して、しかりとお願いしたいと思います。以上です。

(会長) どうもご意見ありがとうございました。今の点について何か事業者のほうからコメントございますか。

(事業者) 特に公表の点につきましては、これから堺市さんともいろいろ協議を進めていって、出来るだけ良い方向にもっていこうと思っています。

(会長) ご意見を活かせるような方向で検討いただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

(委員) ノンポイント汚染はやっぱりちょっと考えて欲しいな、という気がします。

(事業者) はい。

(会長) それでは、他にいかがでしょうか。

(委員) 先ほどの水の件ですが、水砕ピットの水も含めて、それでいいということでもよろしいでしょうか。

(事業者) 水砕ピットの水は、基本的に排出はしません。しませんというのは、溶融スラグが出てまいりまして、スラグは水分の入っていないものになっていきますが、水砕した時点で砂になりますので、砂が水分を含んで外に出て行くような格好になっております。だいたいスラグに対して10%ぐらいの水が外に出て行くような格好になりますので、こういう出方をしてまいります。足りなくなった分を補充するという形をとると思います。

(委員) 泥がどんどんたまっていけないのですか。

(事業者) 泥はたまらないです。基本的にスラグとして全部出て行きますので、泥のような成分というのは出てこないです。スラグとして全量が出て行くという風に考えていただきたい。

(委員) それから、収集車の走行による大気質・騒音等、評価項目になっているのですが、この収集車には、スラグの出荷などの車も含めるという風に考えてもよろしいでしょうか。

(事業者) はい、含めております。

(会長) よろしいですか。他にいかがでしょうか。

(委員) これ(全体フロー図)でね、ガスエンジンのところで、タービンはどれを使うのですか? 別途タービンに行くような何かないですか。

(事業者) ガスエンジンでは、エンジンに直結した発電機で発電いたします。

- (委員) それなら、ガスエンジン発電機と書いておいたほうがいいですね。
- (事業者) おっしゃるとおりです。
- (委員) 堺市さんに聞いたほうがいいのかもかもしれませんけれども、こういう方式を選定されたら、その理由を2 - 7ページに3つあげてあるのですが、1番目、2番目はそうかと思うのですが、3番は、別段このシャフト炉を使ったからというわけではないですね。それともこれはシャフト炉の特徴ですか、他ではできないですか。
- (事業者) 他ではできないというわけではないでしょうが、シャフト炉式ガス化溶融炉というのは、他よりも比較的熱回収率がよい形になっております。たとえばボイラですと、理由はいろいろあるのですが、たとえば、400 40 at aの条件で。
- (委員) それはよくわかりますが、それはそれでシャフト炉式溶融炉の特徴として、これは単純にガス・コージェネレーションかなと。
- (事業者) コージェネレーションは確かに、シャフト炉式溶融炉の特徴ではないです、おっしゃるとおりです。
- (委員) こういうふうにと書くと、3つともそれっぽくなっているような書き方になっていますので。それと、今、熱回収が良いとおっしゃったけれども、たとえば、コークスを入れますね、その分をかなり熱として供給するわけですから、熱収支を考えたときに、回収が良い悪いという判断は難しいと思うのですが、その辺どうお考えですか。
- (事業者) コークスを入れた分は、それを上回る、という言い過ぎなのですが、入れた分以上の回収はちゃんとできるという形になっております。
- (委員) それはゴミの分として、ですか。
- (事業者) 補助燃料加えまして発電効率を出しております、ほかを上回るような発電効率になっております。具体的には19%ぐらいの発電効率、回収率になっております。
- (委員) いずれ分科会でいろいろ議論があると思うのですが、それとプラス熱収支とか発熱のバランスとか、教えていただきたいと思います。
- (会長) 他にはいかがでしょうか。何なりと。
- (委員) 生態系についてちょっとお伺いしたいのですが、4 - 84のところ「堺の環境」によると以下のとおり記載されている、ということで概略が書いてありまして、4 - 85から貴重な動植物について書かれています。こちらが種類数とか結構詳しく書いてあるのですが、その全般的なところで、じゃあ鳥類は何種類いるの？両生類は？爬虫類は？何種類いるの？とか総括的な部分については書かれていません。貴重な動植物という分類にあるものはそうかもしれないのですが、それ以外というものも貴重なもので、全般的な概況を見る上では、トータル種数とかを書いていただいたほうがよくわかるかなと思いました。それと、参考にされている文献が「堺の環境」だけなのですが、大阪府もいろいろ出されておられますし、海辺なので大阪府の出されているデータがそぐわないということで省かれたのかなとも思いますけれど、その辺もちょっと考慮していただけたら、と思います。それから4 - 86のミスタイプだと思うのですが、環境指標種、指標種のところの鳥類にヨシキリと書いてあるのですが、正確な名前を書いていただきたいと思います。それと表の下の、これもミスタイプかなと思いますが、「全国的にも減少傾向にある種で、」のところの辺の文章が重複しているような気がします。よろしくをお願いします。
- (会長) お答えいかがでしょうか。
- (事業者) 表の中の文章については、間違いだと思しますので、訂正させていただきます。それから、今回、方法書に概況として載せるということで、堺の環境を元に作ったものですが、大阪府等のご指摘もございましたので、準備書等ではそういったものも含めて記載したいと考えております。

- (委員) よろしくお願ひします。
- (会長) 4 - 8 6 ページの重複しているような文章については訂正するというこゝで、お願ひしたいと思ひますけれども、できるのですか？何かあるのですか。
- (事業者) 方法書は縦覧にまわっているのゝで、修正は難しいと思ひますので、準備書できちつと書きたいと思ひます。
- (会長) それではいかがでしょうか。他にになにか。
- (委員) 細かい話ですみません。方法的なことなのですが、生態系のお話がかゝりましたが、現地調査等 6 - 4 に調査の内容というのを書いていただひておりまして、ここはフロラ調査をする場所、たとえば植物相であると、目視観察法で、フロラを調べるといふことが書かれてあります。けれども、4 - 8 4 にも書かれているように、ここは社寺林とかが点在して、また水生植物などもあつて、つまり水生植物群落とか森林とか、あるいは草地とかさまざまな群落がたぶん入っているエリアであると書かれてあるのゝで、ここでフロラだけ調べられるといふのは、その実態がわかりかねるので、もうちょっと群落調査とかをされるご予定はないのかな、と思ひますが、いかがでしょうか。
- (事業者) 実際に工業専用地域内にして、堺市の山の方とか、あるいは、もっと内側のところについてはそういった調査が必要と思ひますけれども、特に海岸沿ひで、貴重な群落等ございませぬので、調査としては除いてあります。
- (委員) 無いといふことを確かめられてといふことですか。
- (事業者) 概況調査の中で、非常に面積も小さいところで、もともと資材置き場として使用していたところですから、基本的には種の確認といふところに重きをおひて、調査を選定してあります。
- (委員) エリアをかなり絞つた形で実施されるといふことですか。
- (事業者) そうです。計画地内だけです。
- (委員) 計画地内だけで、フロラだけを挙げてある・・・。
- (事業者) 隣の土地は工業団地を予定されておりまして、すぐ南側は新日鉄さんの工場の敷地内でございます。ですので、他人の土地を調査することになりますので、三角の予定地の中だけを調査する予定でございます。
- (委員) わかりました。また、現地で。ありがとうございます。
- (会長) よろしいでしょうか。
- (委員) 時間があれば、あとひとつだけ。
- (会長) いいですよ。
- (委員) これはクリーンシステムにお答えしていただくといふより、大阪府のほうに答えていただひたほうがいいのかもわからないのですが、20年間、事業をやられるのですね、土壌汚染はないと書いてあります。これ、つゞすと土壌汚染対策法の対象の場所になるのですか。なぜかといふと、堺市が新日鉄から借りているわけで、当然事業がなくなつたら堺市は土地を返さないといへないわけですね。そのときに土対法の対象になると、費用負担がでくる。これは誰がもつのか。もし汚染がなければ問題はないのですけれども、汚染が無いといふのは、これは表向きの話、ですよ。なぜかといふと、みんなそうです。無いと言ひながら、探したらあつたといふのでみんな困っているわけだから、20年後をいつも考えておかないといへない。
- (事業者) 土地でございますけれども、先ほどの説明であつたのですが、1m盛土をするようにしておりまして、一番表の部分には清浄土、きれいなものを持ってきて、整備するようにしておりまして、20年後の運営が終わつた時点で、汚染がないことは確認するようにいたしております。そこで汚染がなければそのまま新日鉄のほうに土地を返す形でございます。他の用途に使用するといふ場合は、ちょっとこれは専門家にお話を伺ひたいのですが、基本的には土対法にかかるはずですので、今度新日鉄の側で土地の、なんといふんでしようかね、そういったものがでてくると思ひます。
- (委員) そうすると、非常に難しい関係ですよ。新日鉄が土地を持っていて、堺

市が借りて施設を建てて、トランスファーしている。そうすると、一見全面的に堺市の責任ですよ、返すときは。運転しているのは SPC なので、堺市は SPC に対して文句言えるわけです。「汚染したではないか」とか。しかし、返すときは、堺市が責任者なのです。そこは、すごく大事だと思うのです。僕、これをやるときに「難しい問題だな」と思ったのはそこです。20年後、実際には30年か35年ぐらいかなと思っています。その時に絶対喧嘩するはずですよ。なぜかという、どこでも今問題として起こっているわけですよ。ところが今のところうまくいっているのは、ほとんどの場合に含みの利益をもっているから、お金をだせるのです。たぶん35年後には、含み利益なんか何もない。そういう時どうするのか。環境影響評価のところで項目を削りますよね、選定しないというふうに言っているから。そうすると、極端に言うとも35年前に、審査会で議論になった際には、絶対汚染はないと言っていた。と、問題なりますよ。たとえばユニバーサルスタジオジャパンでも、環境影響評価通ったけれども、実際には土壌汚染が見つかって、もう一回戻ったのですよ。今回の場合、35年前に戻されたらどうします？さりと流しているように見えるのですが、以外と実は難しいこと言っているのだという感じがしています。そこは、堺市とよく話しておかないと。あるいは堺市さんも来られているから、堺市さんはよっぽど気合を入れて、将来する喧嘩を、今、先にしておいたほうがいい、と思います。コメントです。

(会長) ありがとうございます。土壌汚染については評価項目にあがっていないわけですが、将来、禍根を残すのではないかなというご意見でした。けれども、35年後の人たちの英知にゆだねるということで、そういうコメントがあったということ、覚えておいてください。他に何かございませんでしょうか。無いようでしたら、活発なご意見ありがとうございます。それでは、今後の予定について、事務局のほうでご説明いただけますか。

(事務局) 今後の進め方ですが、大気や水質などの項目ごとに専門分野ごとにご検討いただいたあと、本日と同じように審査会におけるご審議を経て、検討結果をとりまとめたいただきたいと思います。と、思っております。

(会長) それでは、委員の先生方にはお忙しいとは存じますが、よろしくご検討をお願いいたします。

(2) その他
特になし